

秋選管告示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので告示する。

平成27年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

3分の1の数 442